

滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

工業団地の造成事業等であって、当該事業の実施が想定される区域の全部が一定の地域に含まれるものについて、手続の合理化を図るため、滋賀県環境影響評価条例（平成 10 年 滋賀県条例第 40 号。以下「条例」という。）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 条例第 2 章の 2 および第 3 章第 1 節の規定は、条例別表第 12 号または第 15 号に掲げる事業であって、当該事業の実施が想定される区域の全部が、当該事業に係る環境の保全についての適正な配慮の観点から条例第 2 章の 2 および同節の規定による手続を行わないことによる手続上の支障がないと認められる地域として規則で定める地域に含まれるものについては、適用しないこととします。ただし、当該事業を実施しようとする者が知事に当該事業について同章または同節の規定の適用を受ける旨の申出をした場合における当該申出に係る規定の適用については、この限りでないこととします。（第 53 条 関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。
- (3) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。